
沼田市立地適正化計画（素案）に関する意見募集結果について

1. 意見募集期間

令和7年11月25日（火曜日）～令和7年12月26日（金曜日）まで

2. 意見提出状況

- (1) 意見提出者 2人
- (2) 意見提出件数 4件

No	提出された意見	市の考え方（案）
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議に出席し提案させて頂きましたが、人口流出を少しでも防ぐのであれば専門学校を作る事だと思います。そもそも群馬北部に高等教育機関は無く、若い世代は皆南下するしかありません。利根沼田が自然豊かとするならば1番スピーディで有効的なのはそこを強みにした学校を作る事です。全ては無理でも人口流出を少しでも防ぐ、もしくは来てもらうとしたらこれが最善かなと思います。空き学校や空き家が増えているのであれば校舎に使う、寮に使うなどが可能かと思います。若い人が増える事で街自体の活気もつく、商店街が戻ってくる、田畑や山林に関しての学科や授業などを設けることで林業・農業に興味を湧く・ご年配の方々との交流にもなる、利根実業高校や尾瀬高校など環境学科のあるような高校とも協力することが可能かと思います。また、周辺はアウトドアが特に有名であるならそういった学科も必須かと思います。色々と着手するより、何段階も工程は踏まなくてはならなくても1番ゴールに近い、むしろゴールが見えているのは事だと思います。クラウドファンディングで学校を作った方々もいらっしゃるようです。これが最善策だと私は感じております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画第7章の誘導施策では「駅周辺や中心部における都市機能の充実」と掲げており、施策を通じて中心部として賑わいと魅力のある市街地の形成を図る方針です。また学校の統廃合による空き施設や跡地については、民間事業者とも連携し、地域の賑わい創出に寄与する利活用方針を検討してまいります。
2	<p>池田地区の拠点としての位置づけと生活環境の維持について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画では、都市計画区域外において地域の生活を支える拠点的な区域を示す「地域生活拠点」として白沢、利根地区のみが設定されています。しかしながら池田地区の住民は、市の窓口や子育て支援施設、金融機関について沼田地区へ行かずに地区内の施設を利用している傾向が見られます。特に子育て支援施設では、池田地区のうち37.5%が地区内の施設を利用しており、沼田地区と同等の利用率を示しています。したがって、計画が目標とする「多極ネットワーク型の都市構造の形成」を実現するためにも、地域生活拠点に設定されていない池田地区においても、既存の地域コミュニティや生活環境を維持し、基礎的な生活サービスが確保されるよう具体的な施策を講じるようお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画においては、市民アンケート調査の結果を踏まえ、池田地区を始めとするほかの地区よりも居住地区内の施設を利用する傾向が強く見られた白沢地区及び利根地区を、地域生活拠点に設定しております。第5章で利南・池田・薄根・川田のコミュニティセンター周辺は新たに地域生活拠点としては設定していませんが、引き続き都市計画マスタープランに基づき、生活環境の向上と交流人口の創出による地域の活性化に向けた取組を推進いたします。

No	提出された意見	市の考え方（案）
3	<p>公共交通ネットワークの強化と利便性の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> 池田地区の住民が沼田中心部へ円滑に移動できるよう、公共交通ネットワークの充実が不可欠であります。本計画の「まちづくりの基本方針」には「拠点をつなぎ交流を生む公共交通ネットワークの形成」が掲げられています。池田地区から中心拠点(沼田駅や中心市街地)へのアクセス性を高めるため、路線バスやデマンド交通などを含めた、住民にとって有益な公共交通ネットワークの構築を推進する施策の具体的な時期や、池田地区における運行頻度の維持・向上をお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> 本計画の第7章では、公共交通に係る施策として「路線バス、デマンド交通のほか、一般タクシー、スクールバスなどを含めた、住民にとって有益な公共交通ネットワークの構築」を掲げており、今後も中心拠点と各地区を結ぶネットワーク構築を推進し、運行頻度の維持ができるよう検討してまいります。具体的な時期は交通事業者との協議の中で前後しますが、20年間の計画期間及び5年ごとの計画の評価・見直し中で、関係各課とも調整の上、検討してまいります。
4	<ul style="list-style-type: none"> 池田地区における居住誘導区域内(用途地域内)に一部含まれる可能性があります。居住誘導区域外の地域についても「用途地域の指定による建物誘導や公共交通ネットワークの維持、既存事業による地域コミュニティや生活利便性の確保に取り組みます」とされています。池田地区は、引き続き「沼田都市計画マスタープラン」に基づき「生活環境の向上と交流人口の創出による地域の活性化」を図る方針であるため、この目標を達成するために、具体的にどのような既存事業を強化・継続するのか、また、「地域生活拠点のコミュニティの維持」に向けた施策(公営施設等の維持管理、サロンや通いの場の設置促進)が池田地区においてどのように適用されるのでしょうか。 <p>災害リスクの回避・低減への対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民説明会を通じて、災害リスクの回避・低減に努め、避難行動の周知徹底を図る施策や土砂災害ハザードマップ、沼田市防災マップの活用、防災教育の推進など啓発活動や避難体制の整備をおねがいます。 	<ul style="list-style-type: none"> 本計画第5章にも掲載されているとおり、池田地区につきましては、都市計画マスタープランに基づき、生活環境の向上と交流人口の創出による地域の活性化に向けた取組を推進してまいります。ご質問のありました既存事業の強化・継続や、地域生活拠点のコミュニティ維持に向けた施策の具体的な内容につきましては、今後、関係部局と連携しながら検討を進め、対応してまいります。 本計画第8章では、洪水、土砂災害等に係る取組推進を掲げており、現在も町・地区単位で自主防災組織の結成を推進しております。災害に強いまちづくりの実現に向けて、関係部局と連携しながら継続的に災害リスクの回避・低減に向けた取組を推進してまいります。